平成３０年（フ）第２５２号
京都市左京区鹿ケ谷高岸町28番地
債務者　宇野　裕明
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２９０号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西大久保団地１棟208号
債務者　浅田久美子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２９１号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字西高月60番地の27
債務者　仁木　隆二
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２９８号
京都府長岡京市柴の里１－22、住民票上の住所京都市西京区大枝北沓掛町２丁目12番地３　サンシティ桂坂参番館　315号
債務者　吉田　早希
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０２号
京都市左京区田中馬場町100番地　市営住宅11棟510
債務者　橋元　一登
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１８号
京都府宇治市明星町２丁目33番地の31
債務者　根木　哲正
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３２８号
京都府宇治市五ケ庄折坂21番地の36
債務者　矢守　和子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
香川県高松市香南町岡51－４　上村朝子方、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字池戸2520番地10
債務者　富田　りえ
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５３号
香川県高松市檀紙町1754番地１　アンダンテD105号
債務者　岡村　結城
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５７号
香川県高松市塩上町２丁目14番11号
債務者　小比賀軍馬
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７３号
香川県高松市丸の内12番１－502号　パールビル
債務者　八木　堅次
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９２号
大阪府守口市日向町１番10－401号、前住所大阪府守口市春日町７番17号
債務者　山内美代子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２２号
大阪府茨木市豊原町９番20－408号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６８９号
大阪府枚方市山之上５丁目37番30－101号
債務者　出渕　隼人
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１７号
大阪府枚方市池之宮３丁目15番５号　アメニティハイツⅠ　103号、住民票上の住所大阪府東大阪市日下町２丁目８番60号　グリーンヒル　210
債務者　砂川　翔太
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８７７号
大阪府四條畷市清滝新町17番401号
債務者　大森　明彦
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９０４号
大阪市住吉区南住吉１丁目５番９－301号、前住所堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟516号室
債務者　山本　秀司
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部